

目次

序章

広島で学んで良かったと思える日本一の教育県の実現	1
「広島版『学びの変革』アクション・プラン」の推進	6
新学習指導要領の実施に向けて	12

第1章 「主体的な学び」の創造

「主体的な学び」の創造	49
「課題発見・解決学習」をはじめとした「主体的な学び」の創造	50
個別の状況に応じた「主体的な学び」の創造	64
授業力の向上	74

第2章 「確かな学力」、「豊かな心」、「健やかな体」の育成

小学校以降の教育につながる乳幼児期の教育・保育の推進	86
「確かな学力」の育成	
「基礎・基本」の定着	92
ことばの教育の推進	95
「豊かな心」の育成	
体験活動の充実	98
芸術教育の充実	100
道徳教育の充実	102
生徒指導の充実	110
【資料】体罰について	130
「健やかな体」の育成	
健康教育の充実	134
食育の充実	139
体力づくりの充実	141
特別支援教育の推進	145
読書活動の推進	151

第3章 学校経営改革の推進

是正指導の徹底	154
学校の自主性・自律性の確立	161
働き方改革の推進	170
危機管理体制の徹底	173

第4章 教育活動の推進

キャリア教育	178
人権教育	183
国際教育	185
情報教育	188
平和教育	191
持続可能な開発のための教育（ESD）	193
環境教育	195

政治的教養の教育	196
福祉教育	198
伝統や文化に関する教育	199
へき地教育	200
消費者教育	201

第5章 教職員としての在り方

教職員としての在り方	202
学校における勤務	235
福利・厚生	263

資料

資料一覧	274
------	-----

参考 広島県教育情報の提供

- ホットライン教育ひろしま
- 広島県立教育センター Web ページ
- 広報紙「くりっぷ」

凡 例

法令等の略称については、本文中説明のあるものを除き、次の法令等を示しています。

憲法	日本国憲法
学教法	学校教育法
学教法施規	学校教育法施行規則
地自法	地方自治法
地教法	地方教育行政の組織及び運営に関する法律
国公法	国家公務員法
地公法	地方公務員法
教特法	教育公務員特例法
給特法	公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法
地公企法	地方公営企業法
地公労法	地方公営企業等の労働関係に関する法律
人規	人事院規則
給与条例	職員の給与に関する条例
給与支給規則	職員の給与の支給に関する規則
市町職員給与等条例	市町立学校職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例
市町職員給与等規則	市町立学校職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の実施に関する規則
給特条例	県立及び市町立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置条例
特勤条例	職員の特殊勤務手当に関する条例
旅費条例	職員の旅費に関する条例
勤務時間等条例	職員の勤務時間及び休暇等に関する条例
勤務時間等規則	職員の勤務時間及び休暇等に関する規則
職専免条例	職務に専念する義務の特例に関する条例
職専免規則	職務に専念する義務の特例に関する規則
ながら条例	職員団体のための職員の行為の制限の特例に関する条例
行実	行政実例

(法文の引用について：§の後の「算用数字は条」、「丸数字は項」を表している。)

(例) 地公法 § 39② …… 地方公務員法第 39 条第 2 項

教特法 § 25 の 2① …… 教育公務員特例法第 25 条の 2 第 1 項

※ 本文中の「小学校」は、義務教育学校の前期課程及び特別支援学校小学部、「中学校」は、義務教育学校の後期課程、中等教育学校の前期課程及び特別支援学校中学部、「高等学校」は、中等教育学校の後期課程及び特別支援学校高等部を含みます。